項、池田化成工業株式会社の項、和田山精機株式会社の項、佐藤ゴム化学工業株式会社の項、東京ガスケット工業株式会社の項、株式会社アクトメタルの項、ツジカワ株式会社の項、アート電子株式会社の項、大宝浜松株式会社の項、ヤマテ金属株式会社の項、株式会社高畑の項、シンワ株式会社の項、日本ホイスト株式会社の項、株式会社ジェイネットの項、高村工業株式会社の項、株式会社セイワ電機の項及び協和ステンレス株式会社の項を削る。

第三号中「平成二十五年九月二十七日」を「平成二十八年九月二十七日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年九月二十七日から施行する。

○財務省告示第二百七十六号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月二十六日

財務大臣　麻生　太郎

別表に次のように加える。

公益社団法人日本獣医師会（東京都港区南青山一丁目一番一号）	熊本地震ペット救援センターの施設設修・整備の費用	平成二十八年九月二十六日から平成二十九年三月二十五日まで

○厚生労働省告示第三百四十九号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月二十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第２のＣの１のアスパラギナーゼ，酵素活性測定用の目名中「アスパラギナーゼ，酵素活性測定用」を「アスパラギナーゼ（*A. niger*由来），酵素活性測定用　本品は，糸状菌（*Aspergillus oryzae*に限る。）が本来有するアスパラギナーゼ遺伝子を増幅させて生産性を向上させた糸状菌（*A. oryzae* NZYM-SP株に限る。）より得られた，淡褐色の液体又は白～灰白色の顆粒である。本品は，既知の酵素活性を有する。本品の１単位は，Ｌ－アスパラギンを基質として，pH7.0，37℃において１分間に１μmolのアンモニアを遊離する酵素量とする。

第２のＣの１のアスパラギナーゼ活性試験用次亜塩素酸ナトリウム・水酸化ナトリウム試液の目名中「アスパラギナーゼ（*A. niger*由来）活性測定用次亜塩素酸ナトリウム・水酸化ナトリウム試液」を「アスパラギナーゼ（*A. niger*由来）活性測定用次亜塩素酸ナトリウム・水酸化ナトリウム試液」に改め，同目中「，アスパラギナーゼ活性試験用」を「，アスパラギナーゼ（*A. niger*由来）活性測定用」に改める。

第２のＣの１のＺＺ指示薬の目の次に次の１目を加える。

ＭＯＰＳ緩衝液（0.1mol／Ｌ，pH7.0）　３－（Ｎ－モルホリノ）プロパンスルホン酸21ｇを量り，水900mlを加えて溶かし，適当な濃度の水酸化ナトリウム溶液でpH7.0に調整し，水を加えて正確に1,000mlとする。

○外務省告示第三百六十二号

平成二十八年九月十二日にネーピードーで、ミャンマー連邦共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　署名者

日本側　樋口建史在ミャンマー大使

ミャンマー側　マウン・マウン・ウィン計画・財務省副大臣

平成二十八年九月二十六日

外務大臣　岸田　文雄

第２のＣの１のＬ－グルタミン酸，定量用の目の次に次の１目を加える。

Ｌ－グルタミン酸デヒドロゲナーゼ（ウシ肝臓由来）　本品は，牛の肝臓から得られた，Ｌ－グルタミン酸デヒドロゲナーゼである。本品は，既知の酵素活性を有する。本品の１単位は，２－ケトグルタル酸を基質として，pH7.3，25℃において１分間に１μmolのＬ－グルタミン酸を遊離する酵素量とする。

第２のＣの１のケソウ土，クロマトグラフィー用の目の次に次の１目を加える。

２－ケトグルタル酸二ナトリウム　$C_5H_4Na_2O_5$　本品は，白色の粉末で，水に溶ける。

第２のＣの１の酵素活性測定用アスパラギナーゼの目名中「酵素活性測定用アスパラギナーゼ」を「酵素活性測定用アスパラギナーゼ（*A. niger*由来）」に改め，同目中「アスパラギナーゼ，酵素活性測定用」を「アスパラギナーゼ（*A. niger*由来），酵素活性測定用」に改め，同目の次に次の１目を加える。

酵素活性測定用アスパラギナーゼ（*A. oryzae*由来）　アスパラギナーゼ（*A. oryzae*由来），酵素活性測定用を見よ。

第２のＣの１の酢酸緩衝液の目の次に次の１目を加える。

酢酸緩衝液（１mol／Ｌ，pH5.0）　酢酸ナトリウム３水和物88.8ｇを水1,800mlに溶かし，酢酸でpH5.0に調整した後，水を加えて正確に2,000mlとする。

酢酸緩衝液（0.1mol／Ｌ，pH5.0，ポリオキシエチレン(23)ラウリルエーテル含有）　酢酸緩衝液（１mol／Ｌ，pH5.0）500mlに水3,500mlを加え，更にポリオキシエチレン(23)ラウリルエーテル試液7.5mlを加える。適当な濃度の水酸化ナトリウム溶液でpH5.0に調整した後，水を加えて正確に5,000mlとする。

第２のＣの１の次亜塩素酸ナトリウム・水酸化ナトリウム試液，アスパラギナーゼ活性試験用の目名中「，アスパラギナーゼ活性試験用」を「，アスパラギナーゼ（*A. niger*由来）活性測定用」に改める。

第２のＣの１のβ－ニコチンアミドアデニンジヌクレオチド試液の目の次に次の１目を加える。

β－ニコチンアミドアデニンジヌクレオチド二ナトリウム水和物（還元型）　$C_{21}H_{27}N_7Na_2O_{14}P_2$

本品は，白～淡黄色の粉末で，水に溶ける。

第２のＣの１のポリオキシエチレン（23）ラウリルエーテルの目の次に次の１目を加える。

ポリオキシエチレン(23)ラウリルエーテル試液　ポリオキシエチレン(23)ラウリルエーテル15ｇを量り，水を加えて100mlとする。

第２のＣの１のモリブデン（Ⅵ）酸二ナトリウム２水和物の目の次に次の１目を加える。

３－（Ｎ－モルホリノ）プロパンスルホン酸　$C_7H_{15}NO_4S$　本品は，白色の結晶性粉末で，水に溶けやすく，エタノール（99.5）にほとんど溶けない。

融点　275～280℃

第２のＣの３の鉄標準液の目の次に次の１目を加える。

鉄標準原液　硫酸アンモニウム鉄（Ⅲ）12水和物8.63ｇを正確に量り，硝酸（１→３）25ml及び水を加えて溶かして正確に1,000mlとする。本液１mlは，鉄（Fe）１mgを含む。遮光して保存する。

第２のＣの３のヒ素標準原液の目の次に次の１目を加える。

ヒ素標準原液（誘導結合プラズマ発光強度測定法用）　三酸化ヒ素を微細な粉末とし，105℃で４時間乾燥し，その0.10ｇを正確に量り，水酸化ナトリウム溶液（１→10）６mlを加えて溶かす。水500mlを加え，塩酸（１→４）でpH３～５に調整し，水を加えて正確に1,000mlとする。本液１mlは，三酸化ヒ素（As_2O_3）0.1mgを含む。

第２のＤのアスパラギナーゼの目の定義中「*Aspergillus niger*」の下に「及び*Aspergillus oryzae*」を，「*A. niger* ASP-72株」の下に「及び*A. oryzae* NZYM-SP株」を，「である」の下に「。本品には，アスパラギナーゼ（*A. niger* ASP-72株由来）及びアスパラギナーゼ（*A. oryzae* NZYM-SP株由来）がある」を，「グリセリン」の下に「，デキストリン」を，「マルトデキストリン」の下に「，食塩」を加え，同目の定義の次に次のように加える。

アスパラギナーゼ（*A. niger* ASP-72株由来）